

いちき串木野市上下水道事業経営戦略改定支援業務委託仕様書

(業務名)

いちき串木野市上下水道事業経営戦略改定支援業務委託

(業務の目的)

- 1 いちき串木野市上下水道事業においては、資産の老朽化による施設・設備更新費用の増大や、人口減少に伴う水道料金及び下水道使用料の収入の減少等が懸念されており、事業の経営環境は厳しさを増す一方である。しかしながら、持続可能な上下水道事業の運営を行うためには、これら問題点を一つ一つ克服していく必要がある。
- 2 このような状況の中、いちき串木野市上下水道事業（以下「発注者」という。）の中長期的な視点に立った将来の財政収支を予測し、「収支ギャップ」が発生した場合はその対策を検討することにより、継続的な経営基盤強化を実現するため、現経営戦略の投資・財政計画の見直しを含めた経営戦略の改定を行うものである。

(業務の概要)

- 1 本業務で改定する経営戦略は、次の各号に掲げる事項と合致したものであることとする。
 - ① 総務省通知等の「公営企業の経営に当たっての留意事項について(平成 26 年8月)」、「経営戦略策定・改定ガイドライン(平成 31 年3月)」、「「経営戦略」の改定推進について(令和4年1月)」、「経営戦略の策定に関する Q&A」、「経営戦略策定・改定マニュアル(令和4年1月)」、及び「経営戦略ひな形様式(令和4年1月)」等に準拠していること
また、最新の「経営戦略確認リスト」の各項目に該当すること
 - ② 企業及び地域の現状と、これらの将来見通しを踏まえたものであること
 - ③ 計画期間が 10 年以上となっていること
 - ④ 計画期間内に収支均衡していること(収支均衡していない場合でも、収支ギャップの解消に向けた取組の方向性や検討体制・スケジュールが記載されていること)
 - ⑤ 効率化・経営健全化のための取組方針が示されていること
 - ⑥ 毎年度の進捗管理(モニタリング)と少なくとも5年に1回の頻度での見直し(Action)等の経営戦略の事後検証、改定の実施等 PDCA サイクルの確立について記載されていること
 - ⑦ 下水道事業においては、国土交通省通知「社会資本整備総合交付金要綱の改正について(令和2年3月 31 日改正)」及び「下水道事業における収支適正化に向けた取組の推進について(令和2年 7 月 21 日付)」に基づき、経費回収率向上に向けた収支構造の適正化への具体的取組及び実施予定時期を検討すること。
- 2 業務期間は、契約締結の日から令和8年3月 27 日までとする。

3 業務委託の範囲は次のとおりとする。

①上水道事業

②下水道事業

・いちき串木野市公共下水道事業

・いちき串木野市漁業集落排水事業

(業務の仕様)

1 スケジュールの作成

本業務の受注者は、総務省が作成した「経営戦略策定・改定マニュアル(令和4年1月)」を参考にし、業務全体のスケジュールを作成するものとする。

2 資料収集

本業務の実施に必要な資料の収集を行うものとする。

3 経営の現状分析

過去の決算書データ等から収益・費用の各項目の増減変化を分析し、その要因を特定するとともに類似団体比較等によりその水準の適否を判断し、現在の経営状況に係る課題の洗い出しを行うものとする。前回策定した経営戦略の目標値や計画値と実績値との乖離原因を分析し、効果的な改善策を盛り込むものとする。

4 将来の事業環境の把握

将来の事業環境把握のため、人口予測・本事業のサービスに対する需要予測を踏まえた水道料金及び下水道使用料の収入の将来予測(30年～50年)、将来も継続するサービスの提供に対応するための組織の見通しなどを行うものとする。

5 経営の基本方針の検討

他の計画(総合計画や事業計画)との整合性を図り、公営企業として事業を継続するうえでの経営理念、基本方針(将来ビジョン)案を策定するものとし、計画期間内における具体的な取組・目標等を記載するものとする。

6 「投資・財政計画」の策定

施設・設備の合理的な投資の試算である「投資試算」等の支出と、財源見通しである「財源試算」が均衡するように調整した収支計画を策定するものとする。「投資試算」及び「財源試算」に当たっては、現時点で反映可能な経営健全化や財源確保に係る取組を踏まえて試算を行い、そのうえで、将来の水道料金及び下水道使用料の収入の減少、更新需要の増大を見据えた水道料金及び下水道使用料の水準の適正化、広域化や更なる民間活用を反映した投資のあり方の見直し等を複合的に検討し、具体的なシミュレーションを行い、より実現可能な方策で「収支均衡」を図り、その内容や方法についても記載するものとする。

① 投資試算

・施設、設備の現状を把握し、将来にわたって安定的に事業を継続していくために必要となる施設、設備に関する投資の見通しを試算するものとする。

- ・ 水道事業においては、将来的な水需要（給水量）とそれに必要な供給能力を把握し、施設の将来像を想定し、施設を設置、維持、廃止していくために必要なコストを試算するものとする。
- ・ 下水道事業においては、施設、設備の現状（老朽化の状況や規模、能力等を含む）を分析し、投資の徹底した効率化や合理化を検討しつつ、更新率、老朽化率、耐震化率等の目標を設定したうえで、中長期的に安定的かつ衛生的な污水处理が可能となるように試算するものとする。
- ・ 住民サービスを維持するために必要な計画期間の目標を設定し、可能な限り長期間（30年～50年超）で複数の前提で行ったその試算結果及びそれに基づく長期目標も併せて記載するものとする。

② 財源試算

- ・ 上下水道事業は、水道料金及び下水道使用料の収入をもって経営を行う独立採算制を基本原則としていることを踏まえ、計画期間内に必要な財政負担を賄うようにするものとする。
- ・ 現在の財務状況の把握・分析を行い、特に、企業債の残高や償還額、自己資金（主として損益勘定留保資金（内部留保資金））の状況、料金回収率、経費回収率や費用の固定経費と変動経費の内訳等については、近年の推移を含む分析を行うものとする。
- ・ 各財源（水道料金及び下水道使用料収入、補助金、企業債、繰入金等）や「投資試算」を踏まえた財政負担等の長期間（30年～50年超）の試算かつ高位・中位・低位といった複数パターンで行い、その結果や積算根拠も記載し、中長期的な財務状況の予測を行うものとする。
- ・ 財政負担を踏まえたうえで、「財源試算」の財源の目標設定を行い、各財源の水準・構成について検討するものとする。

7 水道料金及び下水道使用料の検討

収支計画を踏まえ、水道料金及び下水道使用料の改定が必要となる場合は、物価上昇率等を考慮して、水道料金及び下水道使用料の改定率を複数パターン作成するものとし、改定の時期も検討するものとする。また、「経営戦略ひな形様式」に追加された原価計算表等を活用し、資産維持費を水道料金及び下水道使用料の算定に適切に反映させるものとする。

8 経営戦略の事後検証及び更新等

今回作成された「いちき串木野市水道事業経営戦略」、「いちき串木野市公共下水道事業経営戦略」及び「いちき串木野市漁業集落排水事業」の事後検証及び見直し等の方法について検討すること。また、進捗管理の方法及び見直し等の期間についても設定すること。

（業務の着手及び業務責任者等の配置）

- 1 受注者は、契約締結後、速やかに業務に着手しなければならない。この場合において、業務を総括する業務責任者を配置すること。なお業務責任者は、水道事業又は下水道事業

の経営戦略の策定又は改定支援に関する業務実績を有すること。

- 2 業務責任者は、業務全般の管理責任者として、契約書及び仕様書に基づき業務の管理を行う。
- 3 受注者は、業務を円滑に遂行できるように、地方公営企業会計に関する専門的知識と経験を有する公認会計士を配置すること。なお、公認会計士を自社雇用の社員により配置できない場合は、業務提携等による人員を配置し、本業務に対応できる体制を整えること。

(業務計画)

- 1 受注者は、本業務の実施にあたり、発注者と十分な協議を行い、次の各号に掲げる書類を契約締結後 14 日以内に提出しなければならない。
 - ①業務着手届
 - ②業務責任者及び公認会計士配置届
 - ③業務計画書
 - ④業務工程表
 - ⑤その他発注者が求める書類
- 2 受注者はやむを得ず、「業務計画書」の内容を変更しなければならない場合は、「業務計画変更書」を提出し、発注者の承認を得なければならない。

(打合せ及び議事録)

- 1 受注者は、本業務の実施前及び実施中における主要な業務打合せにあたっては、必ず公認会計士を同席させ、発注者と十分に協議を行うこと。
- 2 前項の協議内容について、受注者は「議事録」をその都度作成し、発注者と受注者で確認のうえ、それぞれ1部ずつ保有する。

(成果品)

- 1 本業務における成果品は次の各号に掲げるとおりとする。
 - ①いちき串木野市水道事業経営戦略 一式
 - ②いちき串木野市水道事業経営戦略概要版 一式
 - ③いちき串木野市公共下水道事業経営戦略 一式
 - ④いちき串木野市公共下水道事業経営戦略概要版 一式
 - ⑤いちき串木野市漁業集落排水事業経営戦略 一式
 - ⑥いちき串木野市漁業集落排水事業経営戦略概要版 一式
 - ⑦それぞれの事業の経営戦略改定に当たって使用した各種引用データ及び集計データ 一式
 - ⑧それぞれの事業の打合せ議事録 一式
 - ⑨その他発注者との協議に基づく書類

- 2 前各号に掲げるものについては、データ提供を求めるものとし、データの更新等が行えるように汎用ソフト(PDF、Microsoft Word、Microsoft Excel、Microsoft PowerPoint 形式等)を使用することとし、ウイルス対策ソフトにより安全性を確認のうえ、CD-R 又は DVD-R で納品することとする。
- 3 本編・概要版等で作成したイラストや表・グラフの Microsoft Excel 形式等の各種データは、算出式や算出根拠を明確にし、発注者が修正や年度ごとの進捗管理が可能な様式で提出することとする。

(検 査)

- 1 受注者は、本業務の工程に従い業務完了後は完了検査を受けるものとし、検査の合格をもって業務完了とする。
- 2 受注者は、発注者から成果品の修正の指示があった場合は、速やかに修正のうえ、再検査を受けるものとし、再検査の合格をもって業務完了とする。

(守秘義務)

受注者は、本業務の実施に関して知り得た発注者の守秘義務に属する事項について、これを第三者に漏らしてはならない。

(転用の禁止)

受注者は、本業務の実施により知り得た各種情報について、これを発注者の承諾なく第三者への公表、貸与あるいは無断に使用してはならない。

(損害賠償)

- 1 本業務に伴い事故等が発生した場合は、受注者は、所要の措置を講じるとともに、事故発生の原因、経過及び内容等について、直ちに発注者に報告しなければならない。
- 2 前項において生じた損害は、すべて受注者の責任において解決するものとする。

(著作権について)

- 1 成果品及び本業務で作成した資料(様式等含む)の著作権及び所有権は、全ていちき串木野市水道事業及びいちき串木野市下水道事業に帰属する。ただし、本業務にあたり、第三者の著作権その他の権利抵触するものについては、受注者の費用をもって処理するものとする。
- 2 本業務の成果品の使用制限は設けないものとする。
- 3 本業務のコンテンツに関する二次使用料は、一切発生しないこと。

(一括再委託の禁止)

受注者は、本業務の全部を第三者に請け負わせてはならない。ただし、本業務の一部を第三者に請け負わせる場合は、あらかじめ書面により発注者の承諾を得るものとする。委託業務が個人情報の取扱いを伴うものである場合は、その業務の一部(個人情報の取扱いを伴う部分に限る。)を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(疑義の解釈)

本業務の実施について、本仕様書及び関係法令等に明示されていない事項又は疑義を生じた場合は、発注者と受注者で協議し決定するものとする。

(その他)

受注者により業務を継続することが適当でないと認めるときは、委託を取り消し又は一部の停止を命じることができるものとする。この場合、本市水道事業及び下水道事業に生じた損害は、受注者が賠償するとともに取り消した場合、次期受注者が円滑に業務を遂行できるよう引き継ぐものとする。